



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society



“移住労働者の公正で倫理的なリクルートイニシアティブ” FERI

～技人国の採用におけるFERIの活用



1. 技人国の海外における採用に当たっての課題

■ 法令遵守の視点から

① 業務内容

当該人材が行う仕事が、法令違反とならないか、事前に十分な精査が必要。

② 現地のリクルート体制

日本の職業紹介業者が現地で第3者(例えば、日本語学校、教育機関等)が関与してリクルートを行う場合には、適法な現地の職業紹介業との業務提携が必要(責任あるリクルート体制が確立されていないケースが多い)。

■ ビジネスと人権の視点から

① 本人が現地で支払う高額な採用費用

あまり知られていないが、数十万円～100万円以上の事例あり。
訪日前の手数料は技能実習だけの問題ではない。リクルートプロセスに細心の注意が必要。

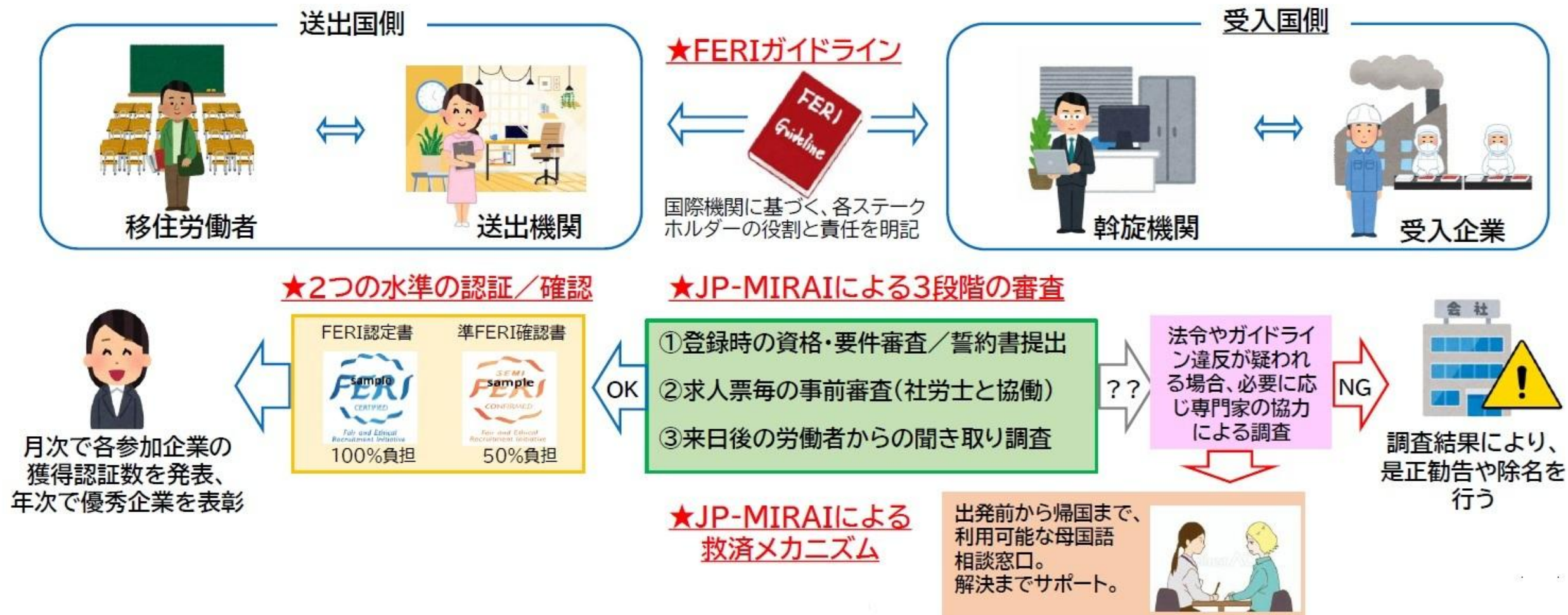
② リクルート～就業プロセスにおける救済・支援

弱い立場に置かれている当該人材が問題を抱えても、訴えることが難しい。
日本国内での保護機能(救済へのアクセス)が容易でない。

2. FERIの仕組み



外国人労働者から、高額な費用を徴収しない『国際水準の移住労働者のリクルート』を促進するため、JICAがILOやRBA等の協力を得て制度設計を行い、JP-MIRAIが運用する民間主導の枠組みです。「国際労働移動」における、送出機関・斡旋機関・受入企業（使用者）等のステークホルダーの果たすべき役割と責任を定義し、それが実現されていることを以下の3段階の審査を通じて求人票毎に認証します。FERIは、問題の予防と救済に重点が置かれています。



3. FERIガイドライン ～ 概要



杉田弁護士(グローバルHRストラテジー)に作成頂いた「あるべき国際労働移動のガイドライン」であり、公正で倫理的なリクルートを実現する為に、送出機関・斡旋機関・使用者等の関係するステークホルダーの役割と責任を定義しています。

【全社に共通するガイドライン】

リクルート費用は 使用者が負担	公正な営業活動	理解と合意に基 づく契約の締結	強制的な帰国へ の加担の禁止	物品等の領置の 禁止	第三者を媒介と する行為の禁止
労働者の機会最 大化の為の選択	接待・金銭提供 利益供与の禁止	円滑な国際移動 への支援	労働者の 権利制限の禁止	強制労働・人権 侵害の防止	
正確な情報提供	実績・価格情報 のWeb公開	渡航後の観察と 支援・保護	募集・選考での 差別の禁止	ガイドラインの実 質的な遵守	法令遵守

【送出機関特有のガイドライン】

第3者(ブローカー 等)の関与禁止	違法な募集の 禁止
職業訓練と語学 訓練の提供	契約に基づく住 居・食事の提供
労働者の職業選 択の自由を尊重	労働者が持つ 能力を最大化
渡航前説明会の 実施	帰国後の円滑な 再社会統合

【斡旋機関特有のガイドライン】

労働条件・就労 環境の向上	出入国の際の 送迎等の支援
国際移動への理 解と配慮	渡航後説明会の 実施
就労状況の モニタリング	労働者の権利 制限の禁止

【使用者特有のガイドライン】

リクルート経路を 知る責任	適正な費用 の負担	採用の書面での 合意
採用の撤回の際 は追加費用負担	適正な就労環境 の提供	労働安全衛生の 確保・推進
求人情報と労働 環境の一致	職業能力向上の 促進	公正な評価 と昇進
職場での多様性 への配慮	一時帰国への 配慮	適正な住環境と 食事の提供



3. FERIガイドライン ～ 重要なポイント

FERIガイドラインでは、以下のような厳格な対応を送出機関に求めている。

- ・ 移住労働者の人権を促進し、その能力と機会を最大限に引き出す
- ・ 適用法およびFERIガイドラインを完全に遵守した採用活動
- ・ 採用プロセス全体を通して労働者に正確な情報を提供する
- ・ 送出国機関以外の第三者（ブローカーを含む）の関与の禁止
- ・ **全員の合意に基づく、分かりやすく正確な契約を締結する**
- ・ 適切な研修／住居／食事の費用を移住労働者に請求せず使用者が負担する
- ・ 受入国における斡旋機関や使用者への接待や金銭の提供を禁止する
- ・ **移住労働者の安全な移住を尊重／支援／保護するよう努める**

【メリット その①】

不正や違法なコストが発生しないので、受入企業がリクルート費用を負担する際にも、dark costの混入の懸念をしなくて済む。

【メリット その②】

不正や違法なコストが発生しない上に、サービス対価がweb上で公表されているので、リクルート費用の金額そのものがこれまでに比べて低廉化する。

【メリット その③】

送出国機関が直接受入企業に請求するので、来日後に怪しげな領収書に基づいて労働者に返金するようなイレギュラーな経理処理が発生しない。

3. FERIガイドライン ～ 費用負担割合で2つの認証

表1 使用者が負担する採用手数料及び関連費用の割合



使用者が負担する 採用手数料および関連費用		FERI認定求人票： 使用者が負担する項目	準FERI確認求人票： 使用者が負担する項目	FERI ガイドラインの 該当規定
A. 採用手数料		使用者が100%負担	★一部は移住労働者が負担可能 (ベトナムの送出し機関によって移住労働者、斡旋機関、または使用者に提供されるサービスに対する報酬で、送出サービス報酬として法律で定められた上限額を遵守していなければならない)	2.13c
B. 関連コスト				
	i. 医療費	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
	ii. 保険料	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
	iii.技能・資格試験の費用	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
	iv.研修とオリエンテーションの費用	使用者が100%負担	★一部は移住労働者が負担可能 (職業訓練および語学研修の費用、教材費を含む)	2.8b 2.9b
	v. 設備費	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
	vi. 旅費宿泊費	使用者が100%負担 (「送出し国での国内交通費」は除外される場合があります)	★一部は移住労働者が負担可能 (移住労働者が受入国への移住準備期間中の居住費用)	2.10b
			★一部は移住労働者が負担可能 (移住労働者が受入国への移動準備期間中の食費)	2.11b
★一部は移住労働者が負担 (「送出し国での国内交通費」)			4.8b	
記載されていないその他の費用		使用者が100%負担	使用者が100%負担	

注:「準FERI確定求人票」による採用の場合、移住労働者は「★移住労働者が一部負担可能」と表示されている項目のみ、上記の★印の項目の合計金額の50%を超えない範囲で負担することが求められ、移住労働者の負担金額は求人票に記載されなければならない。

4. FERIプロジェクトの進捗状況 ～ ①送出機関への研修



ベトナム・インドネシア・ネパールでFERI参加を希望する送出機関向けFERI研修を実施済。ベトナムではVAMAS、インドネシアでは移住労働者保護省、ネパールでは労働省及び送出機関協会の協力により、多くの送出機関の参加を得た。既に参加登録の申請書も届き始めている。**現在、バングラデシュ、インドへの展開を準備中。**

ベトナム(4月21日実施)

- ILO・JICA・ベトナム労働者派遣協会の協力
- 12社のベトナム送出機関から20名が参加
- 中には既にゼロフィーでの送出実績のある送出機関も参加していた
- リクルート費用が使用者負担となることでリクルート料金が低価格化することへの懸念の表明あり
- 優良な使用者とのマッチングを期待して参加している送出機関が多い
- 越政府はFERI支援へと対応が大きく変化



インドネシア(5月15日実施)

- インドネシア移住労働者保護省とIOM協力
- 26社のインドネシア送出機関が参加
- 優良な使用者とのマッチングを期待して参加している送出機関が多い
- Q&Aで移住労働者保護省に対して送出機関が揃ってクレームあり。運用面でのミスは大きなクレームになる可能性あり、要注意
- 移住労働者保護省は積極的なFERI支援を表明してくれ、参加者募集協力的。



ネパール(6月9日実施)

- 労働・雇用・社会保障省やネパール送出機関協会の協力を得、EOJ・IOM・ILOも参加
- 25社の送出機関から合計約35名が参加
- 通常日本向けに送出しを行っている送出機関とは異なる送出機関が多く参加し、優良な使用者とのマッチング狙いの参加者が多い
- 労働省バンダリ大臣、海外雇用局の新局長、ネパール送出機関協会新会長との面談を行い、協力関係を改めて確認した



4. FERIプロジェクトの進捗状況 ～ ②FERI認知度向上、国際機関連携



【国際会議参加報告①】

ILO=JICA共催「東南アジア・日本間の移住労働者の救済へのアクセス向上のための共同行動計画策定ワークショップ」

- 2025年2月11日にプノンペンで開催。
- 参加者:52名(カンボジア、ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン政府、送出機関、経済団体、労働組合、NGO等の関係者)/JP-MIRAIから穴戸、佐藤が参加。
- 全体成果:各国政府・国際機関間の連携展開の基となる①政府・民間の苦情処理メカニズム、②労働者のエンパワーメント、③倫理的なリクルート、④環境整備の4領域を含む「共同行動計画」案が完成
- JP-MIRAI成果:「ポータル/アシスト」「FERI事業」を説明。各国から高い関心が寄せられ、今後の具体的な連携について個別の協議を行った。



写真提供: ILO

【国際会議参加報告②】

ILO主催「Global Conference for Fair and Ethical Recruitment」

- 2025年5月19-20日にジュネーブで開催。
- 参加者:約100名(各国関係省庁、労働組合、民間企業代表者、国際機関等)/JP-MIRAIから穴戸が参加
- 全体成果:ILOが公正なリクルートを呼びかけるイニシアティブを立ち上げてから、10年の節目に、これまでの取り組みや成果・課題を取りまとめるとともに、今後の5年間のアクションについて議論。
- JP-MIRAI成果:全体セッションにおいて、FERIの取り組みについて概要説明を行い、返金よりも予防に重点を置くべきと主張。また、併せて行われたドナー会合では、アジアにおけるILO-JICA連携やFERIについて説明し、アジアでの連携を呼びかけ。



Copyright © JP-MIRAI

【IOMとのMOU締結】

目的:移住労働者の日本社会での適切な受入れと調査研究での協働。

- 2025年8月7日署名

<連携活動>

- 日本企業への支援
9/15 RBHRフォーラム@BKK:日本企業向けイベント・現地集合ツアー実施
- FERI
各国での情報共有、連携パートナー助言、RASモニタリング協力
- 調査研究



4. FERIプロジェクトの進捗状況 ～ ②FERI認知度向上、国際機関連携



RBA/ILO/JP-MIRAIとの共催シンポジウム 「移住労働者のリクルートの適正化について考える」

- ・ 4月8日に東京で開催。倫理的リクルートの重要性とFERI導入の有効性を国際機関と共に確認した。
- ・ ILO/RBAによる取り組み事例の紹介(RBA基準では、労働者負担が発覚した場合、使用者が返金するもののdark costが含まれることで経理処理が困難)
- ・ 東南アジアでの実際の労働者負担の紹介(NGO)など
- ・ 負担する中小企業への配慮も必要であるが、入管庁、経団連、連合等も目指すところは、労働者負担ゼロ。倫理的なリクルートへの取り組みが不可欠であること、FERIの採用が有効であることが多くのステークホルダーとともに確認できた。



RBHR サイドイベント(IOM/ILO主催) “From Commitment to **Action**: Emerging Fair and Ethical Recruitment Frameworks in Asia.”

- ・ 9月16－19日に、バンコクで開催された「国連ビジネスと人権地域フォーラム(RBHR Forum)」のサイドイベントにおいて、JP-MIRAIの取り組みやFERIについて発信し、関係者から高い評価を得た。
- ・ 同イベントでは、倫理的なリクルートのアジアでの拡大を目指して、ASEAN大臣会合で議論が進んでおり、法制化が期待されていること、それぞれの立場での取り組みの必要性について、議論が交わされた。





5. FERIの参加方法 ～JP-MIRAI有料会員の皆様にご利用いただけます

会員種別	年会費	サプライチェーンにおける相談・救済プログラム	公正で倫理的リクルート (FERI)	中小企業向け 動画教材	有料会員向けイベント・情報提供(LMS)
A会員 企業協働プログラム参加企業	利用内容に応じ、 12万円～ (別途契約)	○	○ 使用者(雇用主)には、 別途従量課金あり	○	○ 5アカウント/1社
A会員が登録する関連企業	なし	(A会員のご負担による サービス利用)	×	○	○ 1アカウント/1関連企業
B会員 FERI、企業向け教材、及び 情報提供(LMS)を利用する 企業・団体	6万円	×	○ 使用者(雇用主)には、 別途従量課金あり	○	○ 3アカウント/1社
C会員 FERI利用の海外送出国機関	国別に料金設定	×	○	×	○ 1アカウント/1社
D会員 企業向け教材・情報提供 (LMS)利用企業・団体・個人	2万4千円	×	×	○	○ 1アカウント/1団体・個人

- ・ A会員(企業協働プログラム参加企業様は、そのままFERI(公正で倫理的なリクルート)をご利用頂けます。
- ・ 有料会員にまだ登録頂いていない企業様の場合には、B会員(年会費6万円)をご準備しています。
- ・ A会員様・B会員様のいずれも本来は使用者には求人単位の料金がありますが、2025年はこれを無料とさせていただきますので、年会費のみでご利用頂けます。
- ・ 詳しくは、Webサイトをご覧ください。